

松阪市男女共同参画プラン

(中間案)

一人ひとりが輝く社会をめざして



松 阪 市

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プラン策定の目的	2
2 プランの基本理念	2
3 プランの位置づけ	3
4 プランの期間	3
5 市民意識調査	4
6 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み.....	5
第2章 プラン策定の背景	6
1 国の動き	7
2 三重県の動き	8
3 松阪市の取り組み	8
4 松阪市の現状	9
第3章 施策の大綱	11
施策の大綱	12
第4章 現状と課題及び施策の方向	15
I. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	16
(1)市民の理解を深めるための広報・啓発の充実	
(2)学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	
(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	
(4)事業所等に関する広報・啓発の充実	
II. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進	20
(1)市の審議会等への女性委員登用の推進	
(2)事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進	
(3)市組織における男女共同参画の推進	
III. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と推進.....	23
(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	
(2)雇用の場における男女共同参画の推進	
(3)家族的経営における働きの評価と就業環境の整備	
(4)子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進	
IV. あらゆる分野における男女共同参画の推進	29
(1)家庭生活における男女共同参画の推進	
(2)学校等における男女共同参画の推進	
(3)地域活動における男女共同参画の推進	
(4)防災における男女共同参画の推進	

V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援	33
(1)生涯を通じた健康の管理・保持・推進	
(2)こころの健康支援	
(3)妊娠や出産に関する健康支援	
(4)男女共同参画の視点に立った、様々な困難を抱える方への支援	
(5)多文化共生の実現や性の多様性を尊重する環境の整備	

VI. ジェンダーに基づくあらゆる暴力への取り組み	39
(1)ドメスティック・バイオレンス対策の推進	
(2)セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた 広報・啓発	
(3)DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実	
(4)通報・相談・支援体制の充実	

第5章 プランの推進	45
1 プランの推進体制	46
2 関係機関との連携	46
3 プランの施策実施状況の評価	46
4 推進のための調査、情報の収集と提供	46
5 推進のための指標	47

参考資料

松阪市の男女共同参画をすすめる条例	50
男女共同参画都市宣言	52
松阪市男女共同参画審議会規則	53
松阪市男女共同参画審議会委員名簿	54
審議会等の委員への男女共同参画推進要綱	55
松阪市男女共同参画施策推進委員会設置要綱	56
男女共同参画社会基本法	59
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	64
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	87
男女共同参画に関するあゆみ	95
策定の経過	100
用語説明	101

第 1 章
プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の目的

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、2005(平成17)年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を施行しました。この条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。2024(令和6)年9月から10月にかけて実施した「松阪市市民意識調査」内「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、2020(令和2)年に実施した調査(以下「前回の市民意識調査」という。)に比べて、意識の改善が認められるものの、男女の地位について「平等」と考える人の割合に大きな改善はみられませんでした。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・育児・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。こうした状況の中、2021(令和3)年3月策定の「松阪市男女共同参画プラン」の期間が、2025(令和7)年度で終了することから、施策や事業の進捗状況を踏まえ、2026(令和8)年度を初年度とする「松阪市男女共同参画プラン」を改定するものです。

なお、国において2001(平成13)年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)、2015(平成27)年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、2022(令和4)年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)に基づく市町村推進計画を本計画と一体の計画として策定します。

2 プランの基本理念

本プランの目標を達成するため、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」の基本理念を踏まえて、以下のとおりとします。

男女の人権の尊重

男女の人権が尊重されていることを基礎として、社会のあらゆる場面において、個人の尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力が発揮できる機会が確保されること

社会における制度、慣行についての配慮

性別による役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が、個人の社会における活動に対して、偏った影響を及ぼす可能性を検証し、見直しをすること

政策等の立案及び決定への共同参画

市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会が確保されること

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭内において同じ役割と責任を持つ構成員という認識に立ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、職場、学校、地域における活動等を両立して行うことができること

国際的協調

国際社会における男女共同参画推進に対し、協調、連携すること

3 プランの位置づけ

◇「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」第9条で定める「基本計画」として位置づけられるものです。

(松阪市の男女共同参画をすすめる条例第9条)

市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

◇「男女共同参画社会基本法」第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。

(男女共同参画社会基本法第14条第3項)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

◇「松阪市総合計画」をはじめ、本市が策定した他の計画との整合性を図っていきます。

◇このプランは「DV防止法」第2条の3第3項、「女性活躍推進法」第6条第2項、「困難女性支援法」第8条第3項で定める「市町村基本計画」及び「市町村推進計画」に位置づけられるものです。

(DV防止法第2条の3第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(女性活躍推進法第6条第2項)

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(困難女性支援法第8条第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 プランの期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までとします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じてプランの見直しを行います。

5 市民意識調査

本プランを策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識・実態について把握するため、「松阪市市民意識調査」に合わせて「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」を実施しました。

調査対象	松阪市にお住まいの15歳以上の方
調査期間	2024(令和6)年9月17日～2024(令和6)年10月4日
調査方法	無作為に抽出した3,000人の市民に対し郵送にて調査票を送付 郵送による調査票の返送およびWEB回答により調査を実施
有効回収数	1,379人(有効回収率46.0%)

※有効回収数:回収した調査票より全て記入のない白票等を無効票とし除いた数

6 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざしています。

この17の目標のうち、目標5において「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の平等を実現しよう」として、女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、先進国、開発途上国も同様に世界が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題を解決することができる、とする重要な目標とされています。

「松阪市男女共同参画プラン」において特に関連するSDGsの目標は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のほか、以下のとおりです。



ロゴ:国連広報センター作成

	[目標1] 貧困		[目標10] 不平等
	[目標3] 保健		[目標11] 持続可能な都市
	[目標4] 教育		[目標16] 平和
	[目標5] ジェンダー		[目標17] 実施手段
	[目標8] 経済成長と雇用		

第 2 章 プラン策定の背景

第2章 プラン策定の背景

1 国の動き

国においては、1999(平成11)年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受け翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。2005(平成17)年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、以後5年ごとに見直しが行われ、2020(令和2)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域について効果的な推進を図ることとしています。

また、女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取り組みにつなげていくため2015(平成27)年に「女性活躍推進法」が制定されました。2022(令和4)年には法改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象として「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となりました。

そのほか、孤独・孤立対策や保護更正等の観点から多様化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援として、2024(令和6)年に「困難女性支援法」が施行されました。

第5次男女共同参画基本計画においてめざすべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 三重県の動き

県では、2000(平成12)年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、2002(平成14)年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

そして、2011(平成23)年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定した後、少子化の一層の進行、共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりやライフスタイルの変化等による社会情勢の変化に伴い、同計画の見直しを行うとともに2017(平成29)年に「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」が策定され、新たに女性活躍推進法の都道府県推進計画としても位置づけ、女性活躍推進法の気運醸成等の取り組みが展開されています。

また、2021(令和3)年3月には「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、新たに「SDGs(持続可能な開発目標)」の考え方を取り入れ、「ジェンダー平等の実現」をはじめとする各ゴールとの関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいくとともに、ダイバーシティの視点をふまえ、女性をはじめ多様な主体の参画・活躍に向けた施策が進められています。

3 松阪市の取り組み

本市では、2005(平成17)年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定し、「松阪市男女共同参画プラン」(2002(平成14)年策定)を国、県などの行動計画を背景に、意識調査を実施し、その結果を踏まえ、2007(平成19)年、2011(平成23)年、2016(平成28)年、2021(令和3)年に改定を行い、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。これらの計画の着実な推進を図るため、プランの施策実施状況を毎年度取りまとめ、市民の代表で組織する男女共同参画審議会に進捗状況などについて審議、評価をいただき改善に努めています。

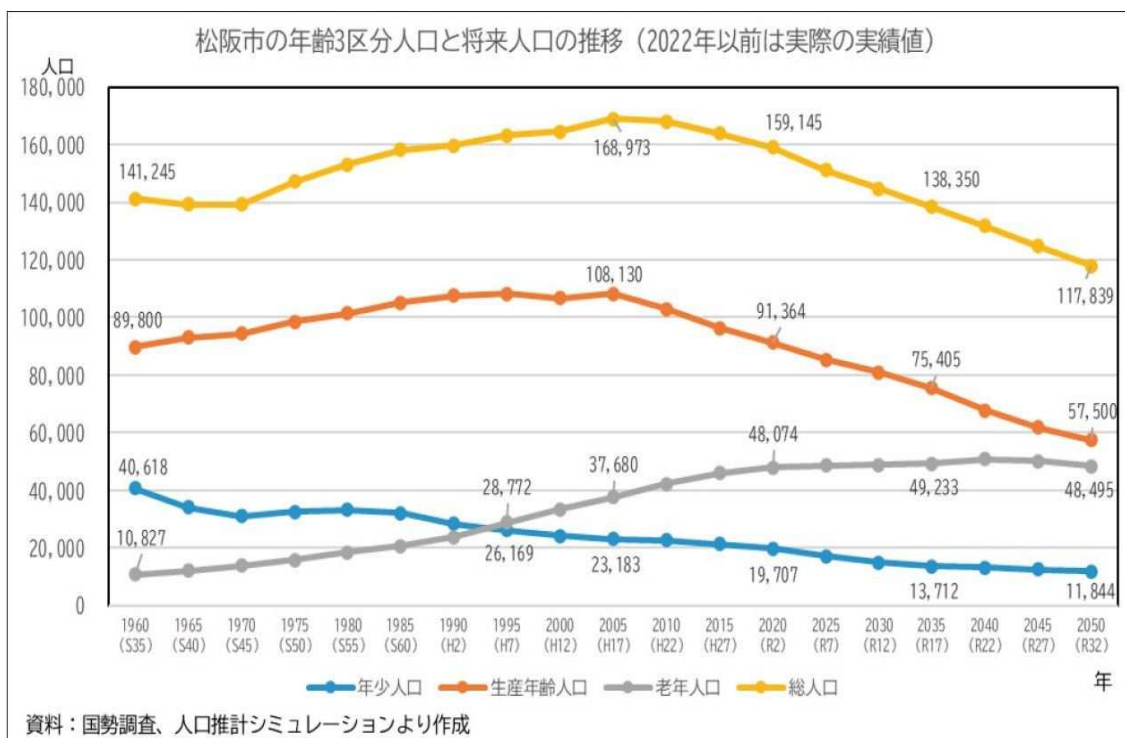
4 松阪市の現状

(1) 総人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は、2005(平成17)年の168,973人をピークに減少に転じており、2020(令和2)年の人口は159,145人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、人口推計シミュレーションによると、2050(令和32)年には117,839人と、2020(令和2)年の総人口の約3/4(74.0%)となる推計も出ています。

年齢3区分人口と構成比の推移を見ると、年少人口(0~14歳)は、1960(昭和35)年以降下がりを続けており、2020(令和2)年の人口は19,707人で、全体の12.4%まで減少しています。反対に、老年人口(65歳以上)は上がり続け、2020(令和2)年で48,074人と全体の30.2%まで増加しています。今後もこの傾向が続くことが予測され、2050(令和32)年の年齢3区分人口構成比は、年少人口10.1%、生産年齢人口(15~64歳)48.8%、老年人口41.2%となる推計が出ています。

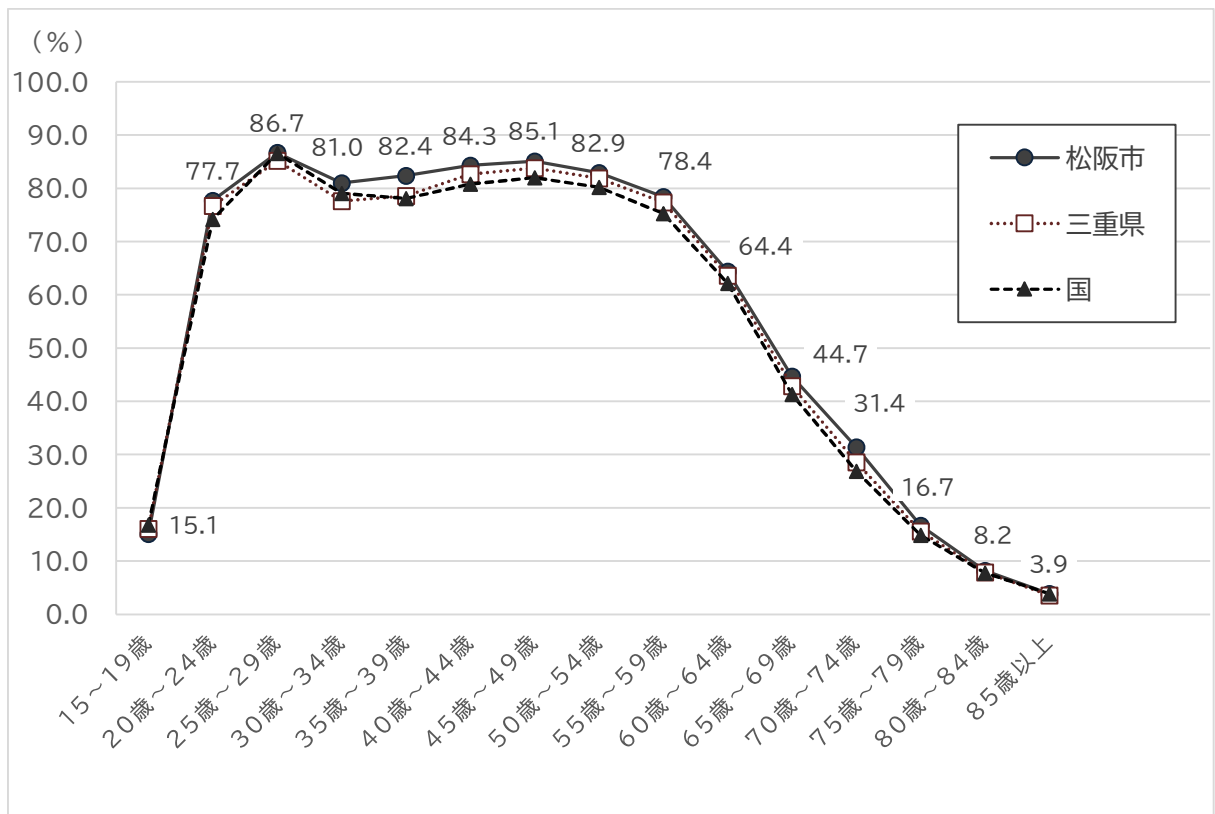
人口減少や少子高齢化の進行は、経済・社会活動の担い手の減少を意味しており、男女ともに活躍できる環境の整備が必要です。



(2) 働く女性の状況

2020(令和2)年の国勢調査では、本市の30歳から34歳女性の労働力率は81.0%(2015(平成27)年国勢調査による本市の30歳から34歳女性の労働力率は76.5%)と過去より改善傾向がみられるものの、出産・育児期に落ち込み再び増加するM字カーブの傾向がみられます。20歳以上の労働力率はいずれの年齢別でも全国・三重県を上回っています。

【女性の年齢別労働力率】



資料：令和2年国勢調査

第 3 章 施策の大綱

第3章 施策の大綱

目標

基本施策

施策の方向

担当課

女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よろこびも責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

I. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実	広報広聴課 人権・多様性社会課 全庁
(2) 学校等における男女共同参画を推進する教育の充実	学校支援課 こども未来課
(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実	人権・多様性社会課 健康福祉総務課 生涯学習課
(4) 事業所等に関する広報・啓発の充実	人権・多様性社会課 商工政策課

II. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

(1) 市の審議会等への女性委員登用の推進	人権・多様性社会課 関係各課
(2) 事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進	地域づくり連携課 商工政策課 農水振興課
(3) 市組織における男女共同参画の推進	職員課

III. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進	職員課 人権・多様性社会課 障がい福祉課 介護保険課 こども未来課 こども家庭センター 商工政策課 生涯学習課
(2) 雇用の場における男女共同参画の推進	商工政策課
(3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備	商工政策課 農水振興課
(4) 子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進	職員課 介護保険課 こども未来課 商工政策課

IV. あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	人権・多様性社会課 こども家庭センター
(2) 学校等における男女共同参画の推進	学校支援課 こども未来課
(3) 地域活動における男女共同参画の推進	地域づくり連携課 環境課 健康福祉総務課 生涯学習課
(4) 防災における男女共同参画の推進	防災対策課

V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

(1) 生涯を通じた健康の管理・保持・推進	健康づくり課 こども家庭センター
(2) こころの健康支援	職員課 人権・多様性社会課 障がい福祉課 保護自立支援課 健康福祉総務課 健康づくり課 こども家庭センター 商工政策課 学校支援課
(3) 妊娠や出産に関する健康支援	こども家庭センター
(4) 男女共同参画の視点に立った、様々な困難を抱える方への支援	保護自立支援課 介護保険課 健康福祉総務課 こども未来課 こども家庭センター 商工政策課 生涯学習課
(5) 多文化共生社会の実現や性の多様性を尊重する環境の整備	人権・多様性社会課

VI. ジェンダーに基づく
あらゆる暴力への取
り組み

(1) ドメスティック・バイオレンス対策の推進	人権・多様性社会課 健康福祉総務課 こども家庭センター
(2) セクシュアル・ハラスメントをはじめとする あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・ 啓発	職員課 人権・多様性社会課 商工政策課
(3) DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実	人権・多様性社会課 健康福祉総務課 こども家庭センター 生涯学習課
(4) 通報・相談・支援体制の充実	人権・多様性社会課 障がい福祉課 健康福祉総務課 こども家庭センター 子ども発達総合支援センター

第 4 章

現状と課題及び施策の方向

第4章 現状と課題及び施策の方向



I. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

《現状と課題》

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的性別役割分担意識や性差による偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)^(*1)があることが挙げられます。

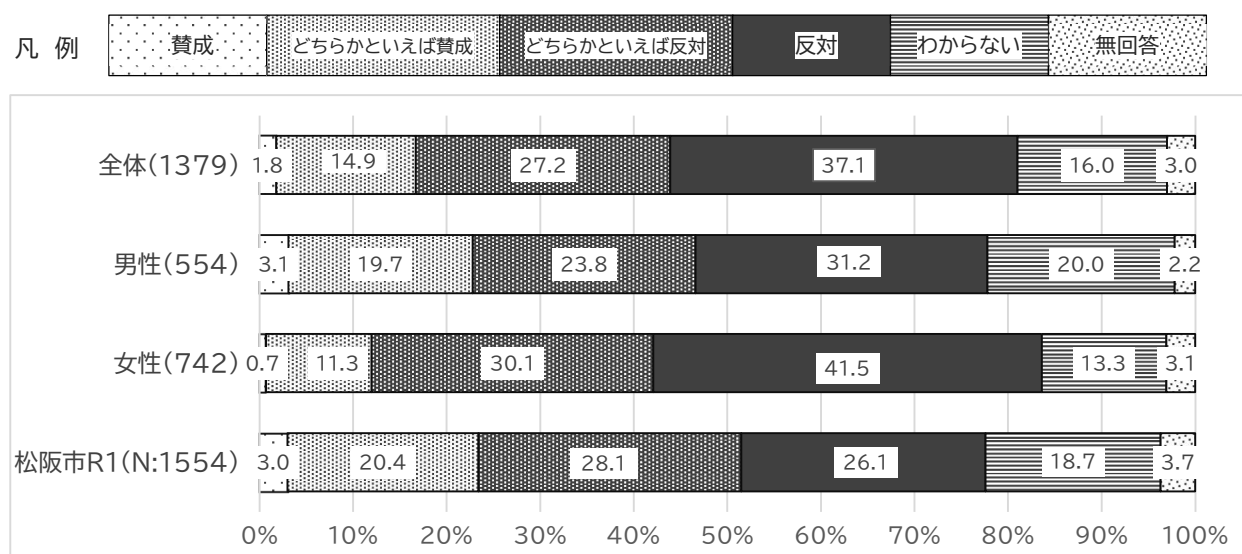
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、前回の市民意識調査と比較すると増えており、性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつある状況がみられます。

その一方で、各分野における男女の地位の平等感について「平等である」と回答した人の割合が、「学校教育の場」では、半数を超えています。が、「家庭生活」29.3%、「職場」24.7%、「地域社会」32.0%、「社会通念、慣習、しきたりなど」16.2%と低く、男女の地位の不平等感が存在している状況がみられます。

これらの状況から、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、引き続き積極的な広報・啓発活動を展開し、市民自らが男女共同参画に関して考える機会を提供することが必要です。さらに、男女共同参画への理解を広げていくためには、若年層からの取り組みが重要であり、将来を担う子どもに対しては、男女共同参画の基本理念を理解し行動できるよう、家庭や地域をはじめ、保育園、こども園、幼稚園、学校等における教育、学習の場を充実させていくことが重要です。

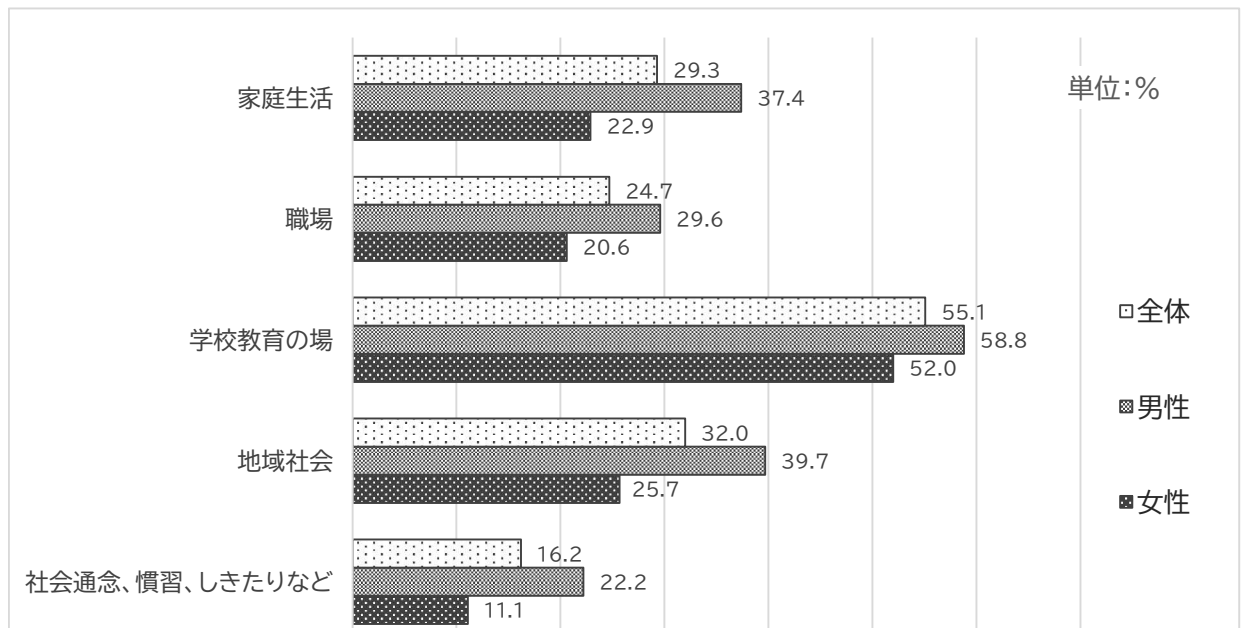
また、近年では、性のあり方に関わって、固定的な考え方にしばられ、生きづらさを感じる子どもの存在が顕在化してきています。そのため、多様な性的指向・性自認(SOGI)^(*2)等の理解を深める学習を進めていく必要があります。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

◆ 男女の地位の平等感について(「平等である」と回答した人の割合)



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実

固定的性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、さまざまな機会の提供や、多様な媒体を活用した広報、啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

施策の概要	担当課
<p>① 各種広報媒体を活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。また、男女共同参画の視点を取り入れ広報物等を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用した広報・啓発 ○作成文書等の表現の配慮 	<p>広報広聴課 人権・多様性社会課 全庁</p>
<p>② 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催 	<p>人権・多様性社会課 (再掲) I (3)</p>

(2)学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

学校においては学校教育を通じて、未就学児については、保育園、こども園、幼稚園での日々の保育・教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、個人の尊厳、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進するとともに、より専門的な学習ニーズに応える場の創出に努めます。

あらゆる分野において、学習・情報ニーズに対応する機会の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。

施策の概要	担当課
① 日々の園生活を通じて、子ども一人ひとりの個性を大切に、また感性を生かしつつ、性別に基づく固定観念にとらわれない保育・教育を実施します。	こども未来課
② 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	学校支援課 こども未来課 (再掲)IV(2)
③ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習活動の活性化を図るため、学習機会を提供するとともに、地域・団体等の自主的な取り組みを支援します。 ○女性の人権及び多様な性に関する講演会・講座等の開催	学校支援課
④ 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育(*3)、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課 (再掲)IV(2)

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

生涯を通じて男女共同参画について学ぶとともに、自立できる充実した生活を送り、社会のあらゆる分野に参画することができるよう多様な学習機会を提供します。

施策の概要	担当課
<p>① 市民参画の実行委員会の企画・運営による「男女共同参画松阪フォーラム」やセミナー・講座等を開催し、性別による固定的役割分担意識にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。</p> <p>○「男女共同参画松阪フォーラム」及びセミナー等の開催</p>	<p>人権・多様性社会課 (再掲) I (1)</p>
<p>② 老々介護なども増える中、介護する人も介護される人も身体に負担のかからない介護のコツを学ぶ教室を、また介護や認知症について家族などが語り合う「カフェ」を市民や各種団体の協力で実施します。</p> <p>○家族介護教室の開催 ○認知症カフェの開催 ○介護者カフェの開催</p>	<p>健康福祉総務課</p>
<p>③ 高齢者が生きがいのある充実した生活を送るため、公民館等において学習機会を提供し、社会参画ができる環境を支援します。</p> <p>○公民館における寿大学等の開設</p>	<p>生涯学習課</p>

(4)事業所等に関する広報・啓発の充実

事業所等において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かせる職場づくりを推進するため、事業者に対する支援及び意識啓発を行います。

施策の概要	担当課
<p>① 事業所等における男女共同参画に関する意識の啓発と普及を目的として、啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。</p> <p>○市内事業所への啓発</p>	<p>人権・多様性社会課</p>
<p>② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。</p> <p>○啓発冊子の配付</p>	<p>商工政策課 (再掲) II (2)</p>

II. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進



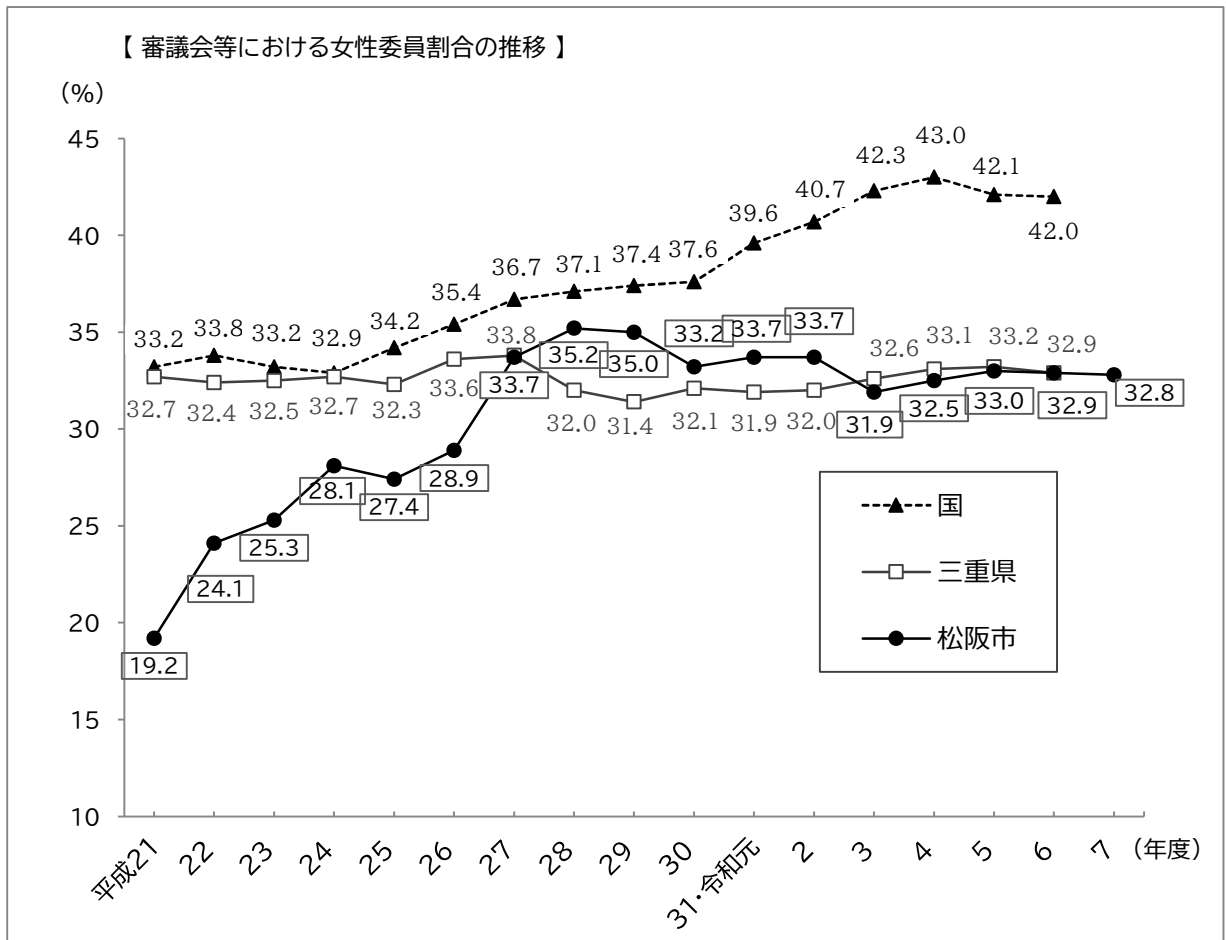
《現状と課題》

社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程においては、多様な視点や考えを反映させるため、男女が対等に参画し、責任を担うことが必要です。

国は、2003(平成15)年に「社会のあらゆる分野において、2020(令和2)年までに指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるように期待する」との目標を掲げ、取り組みを進めてきましたが、依然として低い水準にあることなどから、2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取り組みを進めることとしています。

松阪市における各種審議会等への女性の参画状況は、2025(令和7)年4月1日現在の審議会等委員の女性比率は32.8%で、2020(令和2)年度より下降しており、本市の目標値である35%を達成していません。市のあらゆる分野において女性の登用が進み、男女の意見がバランスよく反映されるよう、取り組みを進めていかなければなりません。

市行政をはじめ、さまざまな組織運営について男女を問わず積極的に参画できるよう能力に応じた性差のない登用、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を含めた多様な発想や価値観が反映された男女共同参画のまちづくりを展開する必要があります。



資料：内閣府男女共同参画局女性委員の参画状況調べより
 三重県における男女共同参画の現状より
 松阪市女性委員の登用状況調査より

《施策の方向》

(1)市の審議会等への女性委員登用の推進

市の審議会等の委員への参画において、男女のいずれか一方の数が委員総数の40%未満にならないことを最終的な目標とし、本プラン期間内においては、女性委員の登用を積極的に進めるために、審議会等委員の女性比率の目標値である35%に努めます。

施策の概要	担当課
① 市政に女性の視点や意見を反映させるため、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」により、市の審議会等への女性の登用を積極的に推進します。また、女性委員登用率向上のため、女性委員の登用状況について、調査、情報の提供を行います。 ○女性委員登用率35%	人権・多様性社会課
② 市の審議会等への女性委員の積極的な登用を図るため、女性委員登用のための情報を提供し、事業所、団体等に働きかけを行います。 ○女性委員登用率35%	関係各課 人権・多様性社会課

(2)事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、方針決定の場に女性の参画が進むよう、事業所や団体等に働きかけを行います。

施策の概要	担当課
① 住民自治協議会等の地域組織や市民活動団体に対して役職者への女性の登用や各部会及び団体の諸活動へ女性の参加等が積極的になされるように働きかけます。 ○各組織への働きかけ	地域づくり連携課
② 事業所等に男女共同参画の考え方が浸透するよう、自社研修の機会のきっかけづくりのための啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課 (再掲) I (4)
③ 女性起業家の育成・支援のため関係機関等との連携により、事業経営の知識や情報等の充実を図ります。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課
④ 方針決定の場への女性の参画を促進するために、各種組合・団体等への積極的な働きかけを行います。 ○農村女性アドバイザー、女性認定農業者に対する県主催研修会等の情報提供	農水振興課

(3)市組織における男女共同参画の推進

市の政策決定は市民生活に大きな影響を与えることから、女性職員の役職者への登用、職域拡大については、ポジティブ・アクションを実施します。

施策の概要	担当課
① 政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大するため、管理職への女性の登用を促進します。また、松阪市人材育成基本方針に基づき管理職にふさわしい人材育成・能力開発を行います。 ○人事異動における女性役職者の登用	職員課
② 男女平等意識を身につけるための研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職場環境・風土の改善に努めます。 ○研修の実施	職員課



Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)^(*4)の啓発と推進

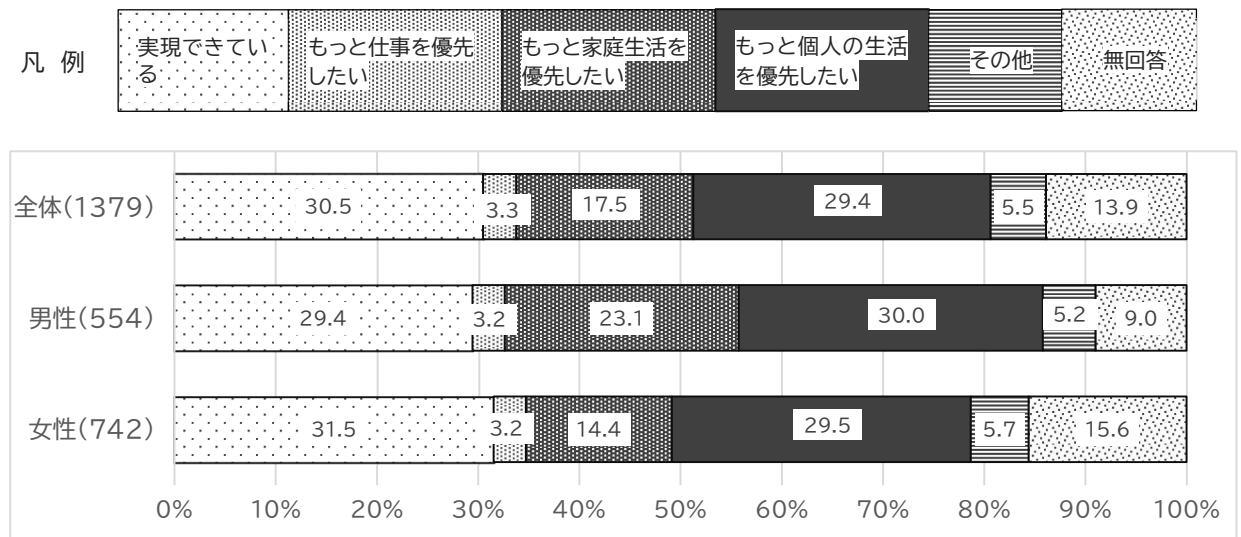
《現状と課題》

性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会が求められている一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれています。こうした中で、あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、子育て・介護の時間や家庭、地域、学習などにかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現をめざすことが求められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現について「実現できている」と回答した人は30.5%にとどまっており、仕事と生活が両立しにくい現状となっています。また、女性が職業を持つことについて「こどもができてみずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人は54.5%となっており、こどもができてからもずっと職業を持ち続ける方がよいと考える人が前回の市民意識調査と比較すると増えています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めます。

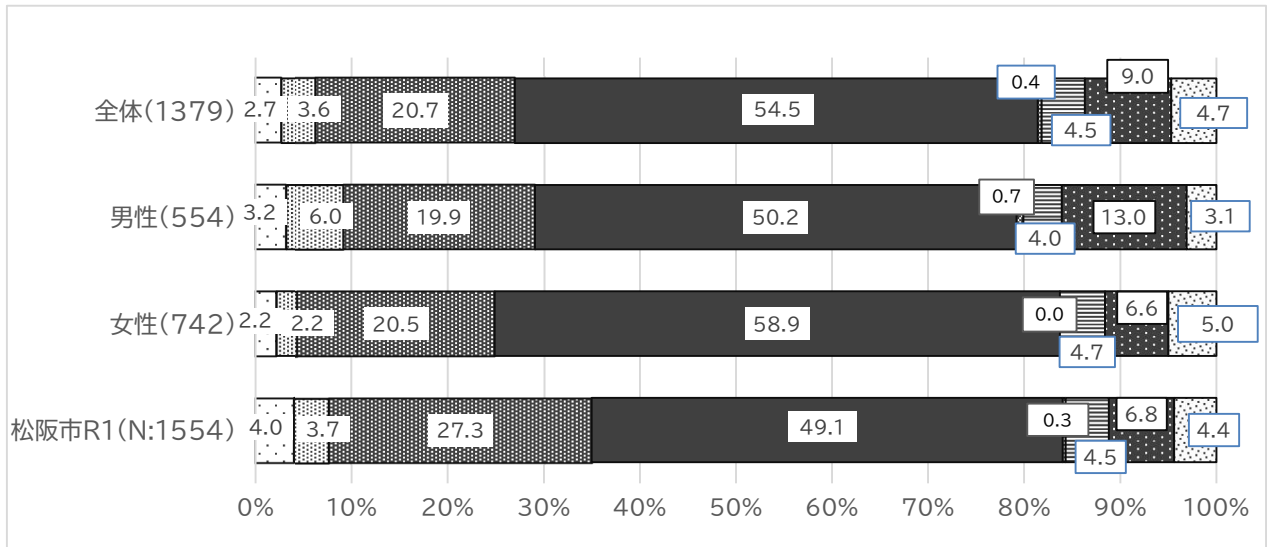
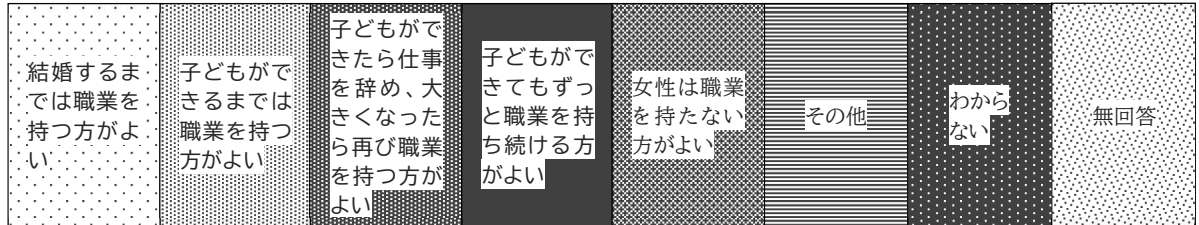
◆ ワーク・ライフ・バランスの実現について



資料:令和6年度松阪市市民意識調査

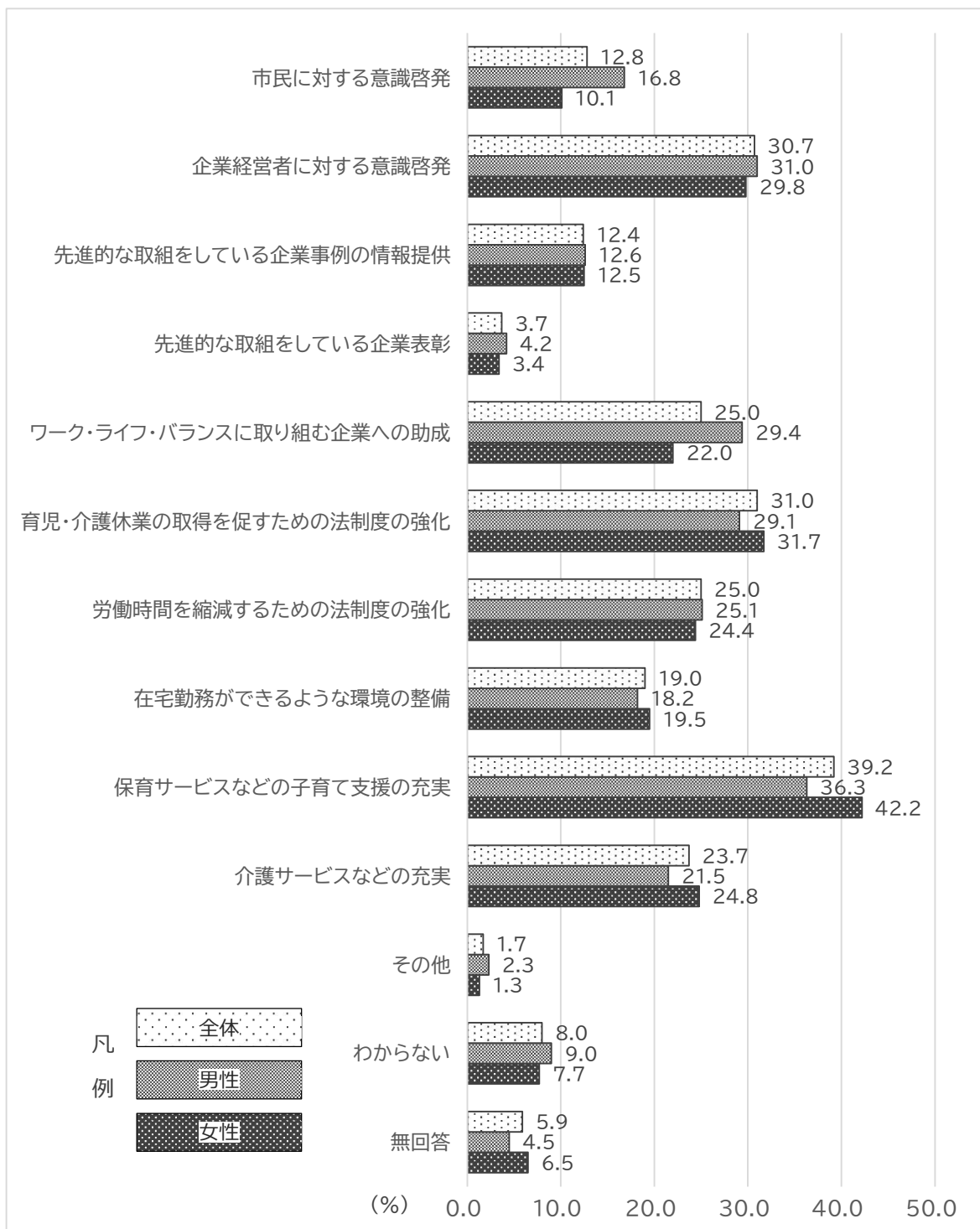
◆ 女性が職業を持つことについて

凡 例



資料:令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

◆ 男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと(複数回答あり)



資料:令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方の普及や、長時間労働などの見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発に努めます。

施策の概要	担当課
<p>① 働き方の見直しによる仕事と生活の調和を実現するため、ノー残業デーの徹底や勤務時間の弾力的運用の活用推進に取り組みます。また、ワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、研修を実施します。</p> <p>○研修の実施</p>	職員課
<p>② 事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの啓発と普及を目的として、啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。</p> <p>○市内事業所への啓発</p>	人権・多様性社会課
<p>③ 障がい者計画等に基づき、各種サービスを充実することで、障がい者(児)の自立を促し、介助者である家族の就労時間の確保や一時的休息のための支援を図ります。</p> <p>○障がい福祉サービス等の実施</p>	障がい福祉課
<p>④ 松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の啓発や介護サービス等の提供、整備を推進します。</p> <p>○介護サービスの情報提供・相談</p> <p>○介護サービス等の実施</p>	介護保険課
<p>⑤ 松阪市子ども計画に基づき、仕事と育児が両立しやすい環境を構築していきます。</p> <p>○通常保育・時間外保育の実施</p> <p>○待機児童問題の解消</p> <p>○放課後児童クラブの設置・運営支援</p> <p>○長期休業中の子どもの居場所の提供(松阪さんまくらぶ)</p> <p>○病児・病後児保育の実施</p> <p>○ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <p>○まつさかスマイルパパ講座の実施</p> <p>○子育てにやさしい事業所認定表彰事業の実施</p>	こども未来課 こども家庭センター 生涯学習課
<p>⑥ ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透するよう、事業所等に対し啓発活動等を展開します。</p> <p>○啓発冊子の配付</p>	商工政策課

(2)雇用の場における男女共同参画の推進

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、男女共同参画の取り組みが幅広く促進されるよう啓発活動や情報提供に努めます。

施策の概要	担当課
① 労働環境の整備に繋げるため、事業所等に対し労働関係法令の啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課
② 起業をめざす女性や子育て世代に対して、関係機関等との連携により相談等の支援を行います。 ○創業セミナー、相談会の開催	商工政策課

(3)家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

家族的経営に従事している人の正当な労働の評価及び一人の労働者としての権利が確保されるよう推進します。

施策の概要	担当課
① 自営業者の家族従事者のネットワーク化を促進するために、情報提供や交流の場づくり等の機会を創出します。 ○女性の家族従事者で構成される団体への協力・支援	商工政策課
② 女性の農業経営の参画を促すとともに、正当な労働評価が行える体制づくりを進める為に、認定農業者・認定新規就農者の経営計画づくりを支援します。 ○認定農業者の農業経営改善計画および認定新規就農者の青年等就農計画での女性参画の支援	農水振興課

(4)子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、多様な保育ニーズへの対応、介護サービスの充実や介護予防を推進し、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実を図ります。

施策の概要	担当課
<p>① 2016(平成28)年3月に策定(2021(令和3)年4月改定)の松阪市特定事業主行動計画に基づき、より一層次世代育成支援対策推進法の趣旨が全職員に浸透し、仕事と子育て(家庭)の両立が可能となるよう、職場環境づくりの支援を行っていくと同時に2026(令和8)年4月の改定により内容を見直します。</p> <p>○管理職を対象とした特定事業主行動計画研修の実施</p>	職員課
<p>② 福祉、介護の人材不足は、社会問題となっているため、新規人材の確保及び育成に取り組みます。</p> <p>○啓発チラシの作成</p> <p>○復職・就職支援研修・就職相談会の開催(保育士の経験のある方や保育士資格を持っているものの現在働いていない方、保育士養成学校の学生等)</p> <p>○講習会、就職相談会の開催(介護の仕事に興味のある方等)</p>	介護保険課 こども未来課
<p>③ ひとり親家庭の母または父が雇用の安定及び就職の促進を図るため、教育訓練の受講をするための費用に対して給付金の支給を行います。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金の支給</p>	こども未来課
<p>④ ひとり親家庭の母または父が生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業期間中の生活の負担を軽減するための給付金等を支給します。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金等の支給</p>	こども未来課
<p>⑤ 仕事と育児の両立支援や子育ての負担軽減を目的に、ひとり親世帯、ダブルケア世帯(*5)等に対してファミリーサポートセンター(*6)の利用料の一部を補助します。</p> <p>○ファミリーサポートセンター利用支援補助金の支給</p>	こども未来課
<p>⑥ 子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。</p> <p>○子育て支援センターの設置</p>	こども未来課
<p>⑦ 子育てや介護を支援する雇用環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。</p> <p>○啓発冊子の配付</p>	商工政策課



IV. あらゆる分野における男女共同参画の推進

《現状と課題》

家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。

市民意識調査では、「家庭生活」や「地域社会」の場における男女の地位について、「平等である」と回答する人の割合が低く、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答する人が多くみえました。

家庭生活における家事や育児などの分担状況をみた場合、全体的に女性が担っていることが多い状況となっています。また、この傾向は女性の回答のほうが、「主として女性が担っている」という答えが高く出ています。

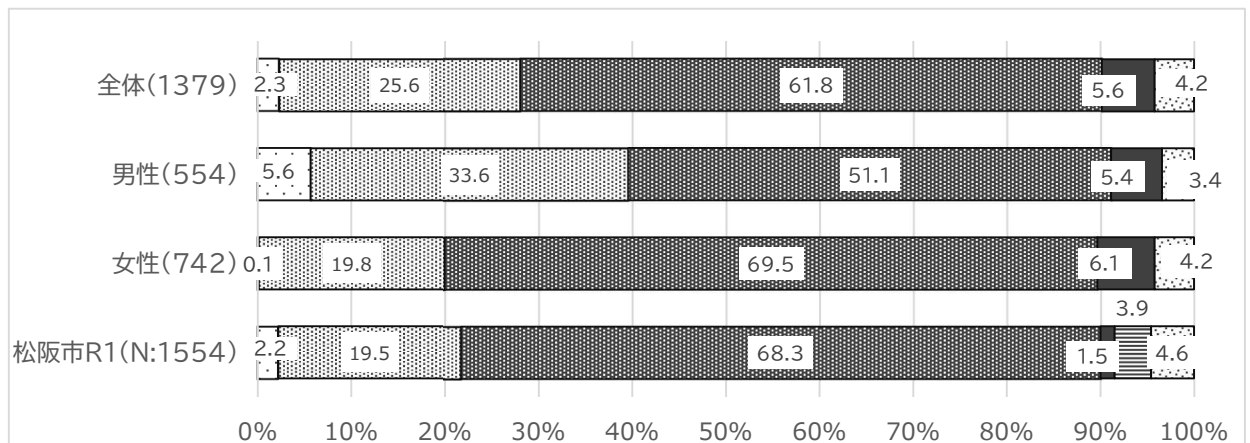
男女共同参画社会では、男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず地域活動を行っていく必要があります。そのため、男女がともに地域活動やボランティア活動などに積極的かつ男女共同参画の視点で活動できるよう支援するとともに、災害時における避難所運営、被災者支援などにおいても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めなくてはなりません。

また、家庭教育や地域における学習機会の充実など、子どもから高齢者まで幅広い啓発活動を行うことが必要です。

◆ 家庭生活について

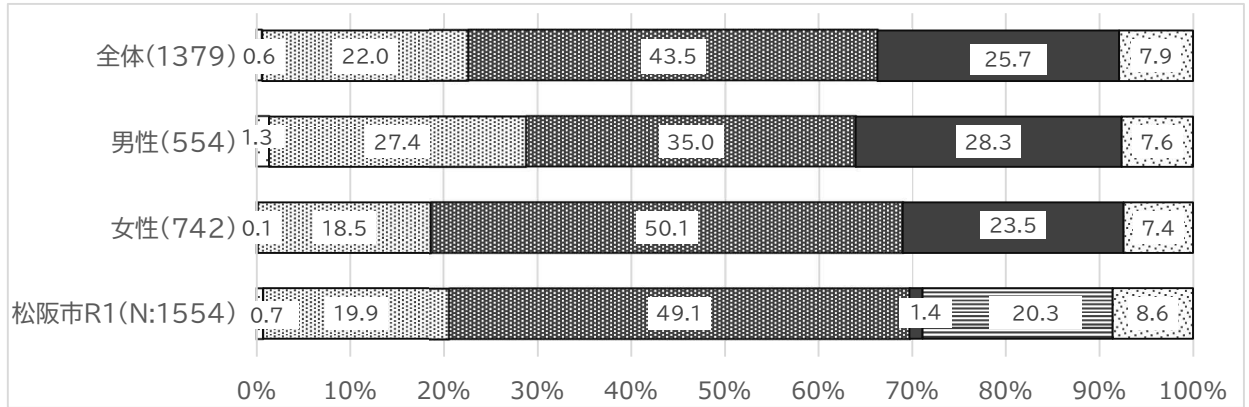


① 家事(炊事、洗濯、掃除など)

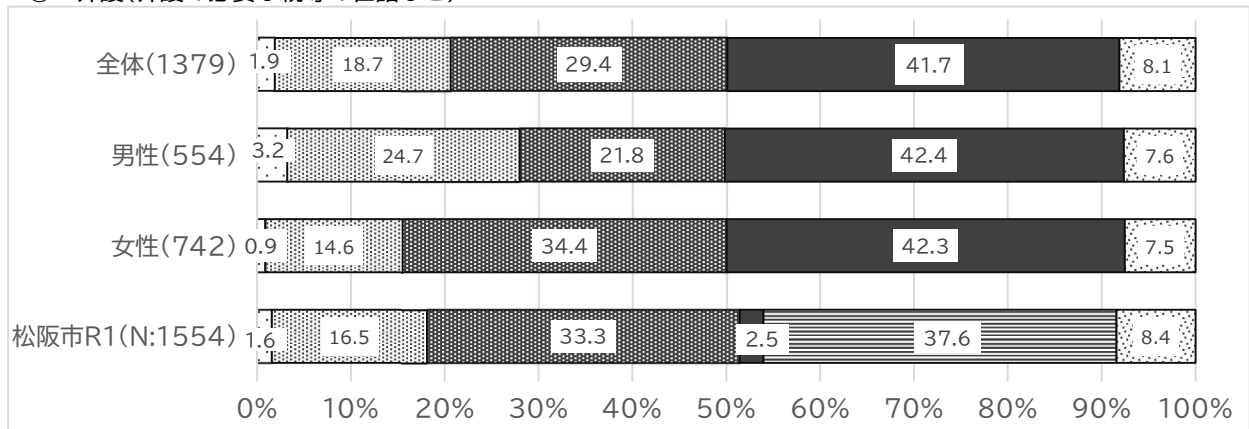




② 育児(子どもの世話、しつけ、教育など)



③ 介護(介護の必要な親等の世話など)



※令和6年度の調査項目には「該当しない」を選択項目に入れず調査をしています。

資料:令和元年度松阪市市民意識調査
令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活において、性別による固定的役割分担意識を見直すための意識啓発を行い、男性の育児・家庭生活への参画を進めるため、参加しやすいテーマ、時間帯に考慮した学習機会の充実を図ります。

施策の概要	担当課
① さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○さ・し・す・せセミナー等の開催	人権・多様性社会課
② 妊娠届出時や健康教育等の機会を通して、子育てや家庭生活全般における妊産婦と家族の役割について話し合い、理解と参加を促進します。 ○「子育てガイド&たまひよプラン」の配布 ○両親学級(パパママ教室)の開催 ○はるる遊ぼうDAYの開催 ○まつさかスマイルパパ講座の開催	こども家庭センター

(2)学校等における男女共同参画の推進

学校現場において、児童生徒には人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進するとともに、自らの生き方を主体的に選択できる能力を育てる教育を推進します。

また、教職員についても、男女平等教育を推進するための研修会等への参加を促進します。

施策の概要	担当課
① 教職員等を対象とした、人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会を提供します。 ○三重県人権・同和教育研究大会への参加	学校支援課 こども未来課 (再掲) I (2)
② 男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、人権教育、道徳教育、キャリア教育、性教育及び情報教育等を充実します。 ○男女共同参画意識の普及を図る人権学習の実施 ○男女共同参画の視点に立った学習の実施 ○性別にとらわれない職業観についての学習 ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成	学校支援課 (再掲) I (2)

(3)地域活動における男女共同参画の推進

地域において、男女がともに地域活動に参加するための情報提供や自主的な取り組みに対し支援を行い、学習の機会を提供します。特に、地域社会との関わりが希薄になっている市民に対して、積極的な参画を推進します。

施策の概要	担当課
<p>① 住民自治協議会や地域組織等へ、女性の役職登用や市民活動への参加を促し、地域の男女共同参画を推進します。同時に、個性と能力が発揮できる地域社会をめざし、生涯学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各組織への働きかけ ○地域課題解決につながる講座の実施 	<p>地域づくり連携課 生涯学習課</p>
<p>② 松阪市環境基本計画に掲げる「うるおいある豊かな環境にまつまられるまち まつさか」をめざし、性別に捉われないこと、市民・市民団体・事業所など多様な主体の方々とともにさまざまな取り組みを実践していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境フェアの実施 	<p>環境課</p>
<p>③ 地域に参加する元気な高齢者を増やしていく必要があることから、加入者が増えて活動が活性化するように老人クラブの活動を広報等でPRします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単位老人クラブの活動の活性化 ○お元気応援ポイント ○老人クラブ連合会への助成 	<p>健康福祉総務課</p>

(4)防災における男女共同参画の推進

高齢者や、女性等に配慮した避難所の運営計画をはじめ、あらゆる防災施策において、男女のニーズの違いや性差などに配慮した視点に立った取り組みを推進します。

施策の概要	担当課
<p>防災講座等の防災啓発や、地区防災訓練の支援等を、男女共同参画の視点を踏まえて実施します。</p> <p>また、避難所備蓄品や避難所運営マニュアル等についても、女性や配慮を必要とする方の視点に立ち整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災講座、防災学習の実施 ○地域防災訓練等の支援 ○災害用備蓄品の整備 	<p>防災対策課</p>



V. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

《現状と課題》

すべての世代の健康の保持・促進のため、身体の特徴を十分に理解し、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男女ともに理解が必要であると同時に、女性の生涯を通じた健康を推進する対策が必要となります。

また、LGBTQ+^(*7)をはじめ多様な性的指向・性自認(SOGI)等について、正しい理解を深めるための学習機会の提供、啓発など、誰もが心身ともに健康に暮らせる社会をつくるための取り組みが求められています。

《施策の方向》

(1)生涯を通じた健康の管理・保持・推進

身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理・保持の支援をします。女性においては、妊娠・出産期、更年期、高齢期などそれぞれのライフステージを健康に過ごすための支援策を実施します。

施策の概要	担当課
<p>① 青壮年期の病気の予防と健康増進を図るため、健康相談、健康教育、健康診査を実施します。また、骨粗しょう症の早期発見のために正しい知識の普及を図るとともに、子宮頸がん・乳がんの検診普及啓発と受診率向上に向けた取り組みを重点的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種がん検診(子宮頸がん・乳がん含)の実施・啓発 ○骨粗しょう症検診の実施 ○健康講座等の開催 ○骨粗しょう症検診・予防教室、子宮頸がん検診、乳がん検診の実施 	健康づくり課
<p>② がんの治療を受けている方が自分らしい生活や社会活動ができるように、治療による外見の変化をカバーするウィッグや乳房補正具などの購入費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん患者ウィッグ等購入費助成事業 	健康づくり課
<p>③ 乳幼児期から生活リズムが整えられるような生活習慣が身につけられる機会を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦の相談・乳幼児健康相談の実施 ○乳児一般健康診査の実施 ○1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施 ○各子育て教室の開催 	こども家庭センター

(2)こころの健康支援

心の健康が保たれ、健やかに暮らせるよう、各種相談窓口の充実を図り、適切な対策・支援を行います。

施策の概要	担当課
<p>① 専門の精神科医による相談事業を実施します。 ○「こころの健康相談」(月1回程度の指定日)</p>	職員課
<p>② 講演会、パネル展、さまざまな啓発事業を通して、性別による固定的な役割分担などの慣行の見直しについて広く啓発を推進します。 ○講演会、パネル展、映画上映会、セミナー等の開催 ○多様な性についての正しい理解と認識を深めるための講演会等の開催 ○弁護士による人権相談、公認心理師によるこころの相談会、合同相談会の開催</p>	人権・多様性社会課
<p>③ こころに不安や悩みを持つ障がいのある方と、その家族などからの生活上の相談に応じます。 ○松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」や市の担当窓口での相談の実施</p>	障がい福祉課
<p>④ 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮します。 ○生活困窮者自立相談支援窓口での生活困窮者の尊厳の確保</p>	保護自立支援課
<p>⑤ 生活困窮者の自立に向けた助言相談や阻害要因の解消につなげるためのケースワークによる支援を行います。</p>	保護自立支援課
<p>⑥ 高齢者のなかには、介護や医療をはじめとして生活全般に至る大きな不安や悩みをかかえている方も多いため、市内5つの地域包括支援センターや市の担当窓口で、高齢者の相談に応じ、関係機関と協力しながら相談者の生活課題の解決に向けた対応を図ります。 ○地域包括支援センターや市の担当窓口での相談の実施</p>	健康福祉総務課
<p>⑦ こころの健康、うつやストレスへの対処について知識の普及と啓発を推進するとともに、産後や更年期など心身の変調とストレスが重なりやすい時期の支援を行います。 ○産後ケア事業・産婦健康診査の実施 ○乳児家庭全戸訪問の実施 ○EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)^(*8)などによる状況把握 ○女性の健康週間における相談窓口の開設や啓発 ○睡眠や休養などに関する知識の普及と啓発</p>	健康づくり課 こども家庭センター

施策の概要	担当課
<p>⑧ 児童虐待や非行など問題行動、養育の問題など、家庭や児童の種々の問題に関する相談に応じます。</p> <p>○市広報に掲載、市の相談メール及び相談窓口での相談の実施</p>	こども家庭センター
<p>⑨ 労働局や県が開設している男女雇用機会均等、ハラスメント等の労働関係相談窓口を周知します。</p> <p>○市広報、ホームページへの掲載</p>	商工政策課
<p>⑩ 地域社会における人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供を行います。また、各学校等において男女共同参画意識の高揚を図る学習が人権学習カリキュラムに位置づけられ実施されるよう支援します。</p> <p>○人権講座等の開催</p> <p>○各学校における人権学習の実施</p>	学校支援課

(3)妊娠や出産に関する健康支援

妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増加していることから、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができ、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも、職場環境の整備は重要です。

施策の概要	担当課
<p>① 妊娠から出産・子育て期まで切れ目なく支援する松阪版ネウボラ^(*9)を推進します。また、各関係課や産科医療機関等との連携により、周産期の継続支援に努めます。</p> <p>○母子保健事業(母子健康手帳の交付、妊婦に対する健康相談、健康教育、訪問指導、妊産婦健康診査等)の実施</p> <p>○母親教室(プレママ教室)・産婦教室(新米ママ教室)の開催</p> <p>○産後ケア事業、産前産後サポート事業の実施</p>	こども家庭センター
<p>② 妊娠届出時に全妊婦に面接を行い、「子育てガイド&たまひよプラン」を手交し、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度の情報を提供します。また必要時、妊婦健康診査時に医師等から受けた指導を伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の配布や妊娠・出産・子育てを支援する関係課と連携し支援します。</p>	こども家庭センター

(4)男女共同参画の視点に立った、様々な困難を抱える方への支援

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・複合化してきています。孤独・孤立対策や保護更生等の観点から、困難な問題を抱える女性への支援について、2024(令和6)年4月に「困難女性支援法」が施行されました。様々な困難な問題を抱える女性をサポートできる相談支援体制を構築し、適切な支援につながるよう関係機関の連携を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅高齢者の支援体制の充実を図ります。

施策の概要	担当課
<p>① 生活困窮者に対し、自立相談支援(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)の実施、住居確保給付金の支給や家計改善支援、就労準備支援を実施します。また、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施 ○住居確保給付金の支給 ○学習支援事業の実施 	保護自立支援課
<p>② ひとり親家庭・就労可能な世帯の生活の安定と自立の促進を図るため、経済面、生活面等の相談・指導に努めるとともに、自立支援プログラム等を活用し支援をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立支援プログラム事業の実施 	保護自立支援課
<p>③ 高齢者が介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が続けられるように介護保険制度により支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護サービス・地域密着型介護サービス(地域密着型特別養護老人ホーム他)・施設介護サービス(特別養護老人ホーム他)・介護予防サービスの実施 	介護保険課
<p>④ 高齢者の方の地域貢献や介護予防の推進のために、介護施設等でボランティアを行う活動として、高齢者ボランティアポイント事業を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康や介護に関する各種イベントでの啓発 ○介護ボランティア登録者・介護ボランティア受入施設数・介護ボランティア協賛企業店舗数の増 ○ポスター掲示、新聞掲載、社協広報掲載等の啓発 	健康福祉総務課

施策の概要	担当課
<p>⑤ 介護保険の制度改正によりスタートした総合事業において、地域住民による介護予防活動の推進が求められます。介護予防いきいきサポーターが担う役割に期待がかかることから今後も引き続き地域包括支援センターによる養成講座を開催していきます。また、早期からの介護予防を定着させるため、市主催の介護予防教室を引き続き実施します。</p> <p>○介護予防事業の実施(一般介護予防教室、介護予防いきいきサポーター養成講座等)</p>	健康福祉総務課
<p>⑥ 介護保険制度の改正もあり、より地域とつながる施策の展開が求められています。今後も、高齢者の個々のニーズに即した介護予防や生活支援につながる施策に見直していきます。</p> <p>○地域交流型一般デイサービス事業の実施</p> <p>○緊急通報装置貸与事業、日常生活用具給付事業の実施</p>	健康福祉総務課
<p>⑦ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給などの施策を展開し、雇用の安定及び就職の促進を支援します。</p> <p>○自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給</p>	こども未来課
<p>⑧ 困難な問題を抱える女性への支援について相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>○三重県女性相談支援センター等が実施する研修会への参加</p>	こども家庭センター
<p>⑨ 高齢者の知識、経験、希望に沿った就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、松阪市シルバー人材センターへの支援をします。</p> <p>○就業機会確保事業への支援</p>	商工政策課
<p>⑩ 家庭や地域の教育力の向上を図るため、公民館において子育て支援のための講座開設や、地域の中での世代間交流事業などに取り組みます。</p> <p>○各公民館における子育て講座・家庭教育講座・読み聞かせ・乳幼児教育講座等を開催</p>	生涯学習課

(5)多文化共生社会の実現に向けた男女共同参画の推進

お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解し合いながら、自分を肯定的に認め、自信をもって価値ある存在であると思える気持ちを育んでいくため教育・啓発活動を行います。

施策の概要	担当課
① 多文化共生社会を推進するため、外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生するよう、啓発活動を行います。 ○講演会・研修会などの開催	人権・多様性社会課
② 外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	人権・多様性社会課 (再掲)VI(4)

(6)性の多様性を尊重する環境の整備

2023(令和5)年にはLGBT理解増進法が施行される等、社会全体において性的マイノリティへの理解が進んできています。本市においても研修会等の実施及び啓発活動を通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

施策の概要	担当課
性の多様性を認め合う社会づくりのため、松阪市パートナーシップ宣誓制度要綱に基づき、取り組みを進めます。 ○パートナーシップ連携自治体間での連携	人権・多様性社会課



VI. ジェンダーに基づくあらゆる暴力への取り組み

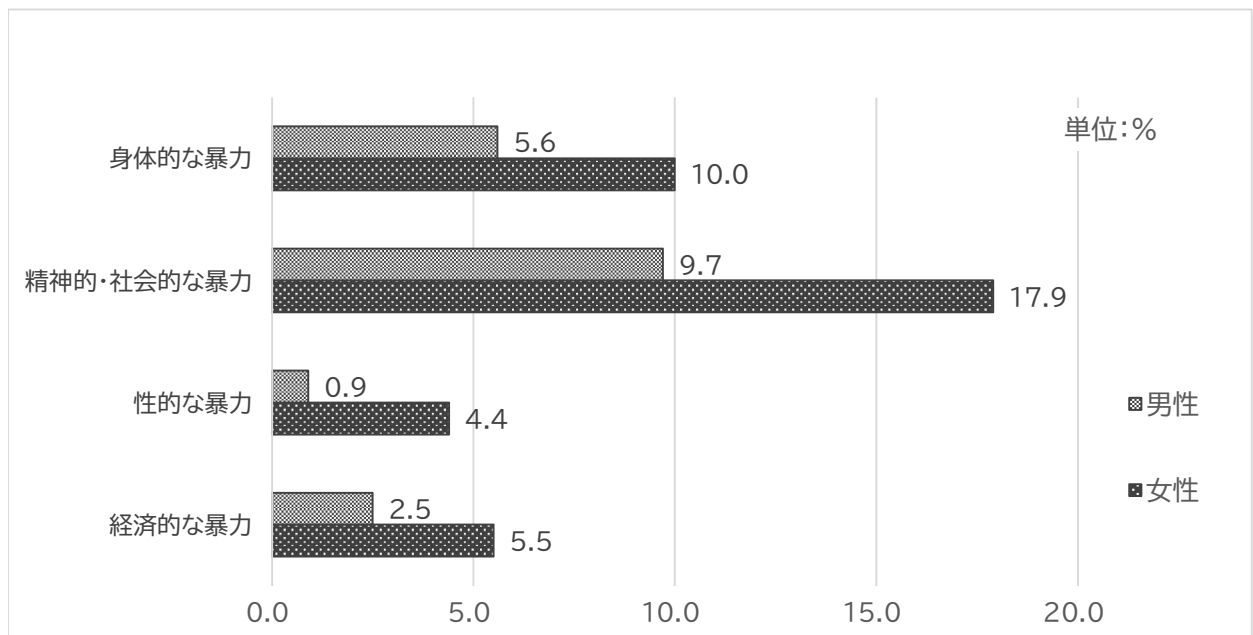
《現状と課題》

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)(*10))は、重大な人権侵害ですが、家庭内で発生することが多いため、問題が見えづらくなっていたり、深刻化することが課題となっています。また、若年層のカップル間で起こるデートDV(*11)も社会的な問題になっています。市民意識調査では、DVを受けた経験について「精神的・社会的な暴力」と答えた人が女性17.9%、男性9.7%、「身体的な暴力」と答えた人が女性10.0%、男性5.6%と男性よりも女性の方が受ける割合が高くなっています。また、暴力を受けた際の対応としては、「相談しなかった(できなかった)」との回答が最も多く全体で46.0%でした。その理由としては「相談しても無駄だと思った」と回答している人が比較的多くなっています。このことから、安心して相談できる体制の整備を図るため、通報・相談・支援機能を充実させ、DV被害者の安全を守るために、緊急一時的保護体制の整備を図り、被害者の個人情報保護を徹底するために、関係機関との連携を深めておく必要があります。

また、社会的、経済的に不安定なDV被害者に対しては、主体的な生活ができるよう自立支援をサポートする体制が必要です。

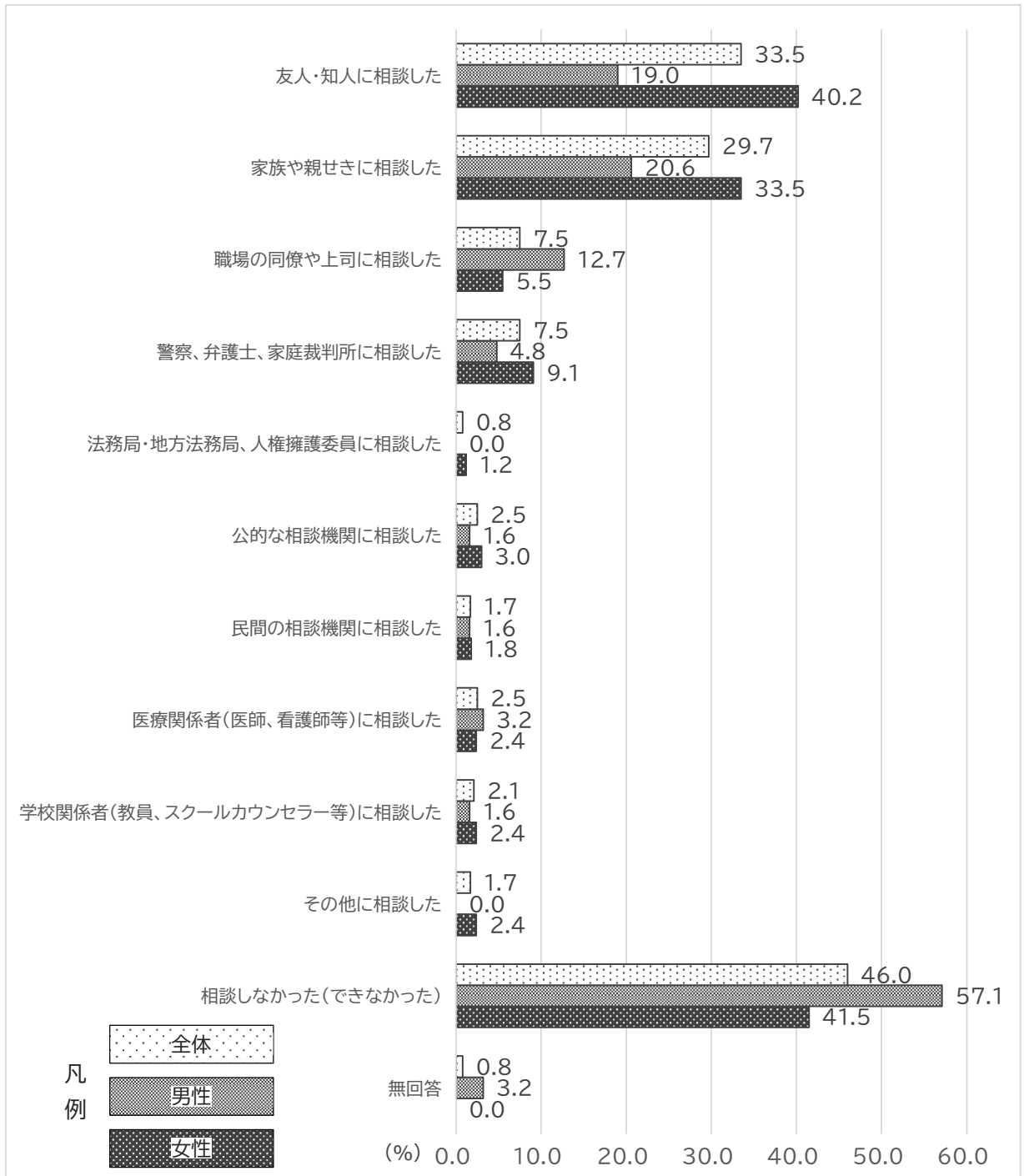
セクシュアル・ハラスメント(*12)を受けた経験について「何度も受けたことがある」と答えた人が女性9.3%、男性1.1%、「1, 2度受けたことがある」と答えた人が女性16.8%、男性4.5%といずれも女性の方の割合が高くなっています。このことから、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報や啓発など根絶に向けた働きかけをしていく必要があります。

◆ ドメスティック・バイオレンスについて(受けたことが「ある」と回答した人の割合)



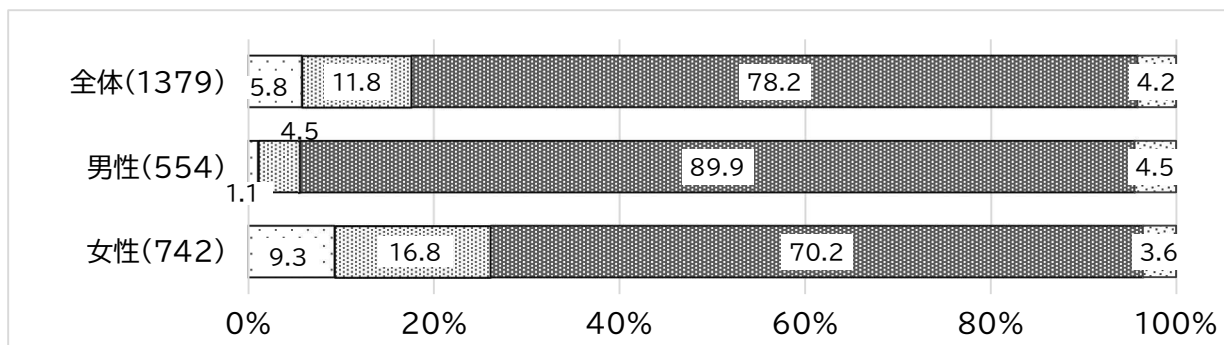
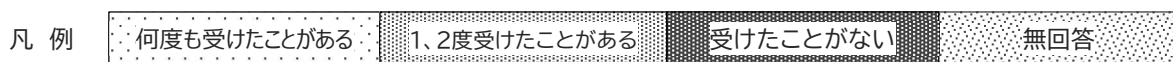
資料: 令和6年度松阪市市民意識調査

◆ その後どこか(だれか)に相談しましたか。(複数回答あり)



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

◆ セクシュアル・ハラスメントについて



資料：令和6年度松阪市市民意識調査

《施策の方向》

(1)ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV等の暴力根絶に向けた広報活動及び学習機会の提供に努めるとともに、DV等被害者への暴力に対する対策の促進に向けての取り組みを推進します。

施策の概要	担当課
① DV(デートDVを含む)に対する正しい知識・認識を持ってもらうよう、暴力根絶に向けた情報発信・啓発を行います。 ○女性に対する暴力をなくす運動の実施	人権・多様性社会課
② 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(3)、 VI(4)
③ 地域で行う各種講座を通じて地域包括支援センターのPR等を行い、相談ケースへの適切な対応を図ります。 ○相談業務の充実	健康福祉総務課
④ DV被害者の適切な相談・支援が行えるよう、関係機関の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	こども家庭センター (再掲)VI(3)
⑤ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等が実施する研修会への参加	こども家庭センター (再掲)VI(3)、 VI(4)

(2)セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発性の多様性に起因するものを含め職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 職場のハラスメント防止に関するガイドラインに基づき、職員一人ひとりがハラスメントに対する正しい知識を持つとともに、管理職及び人権啓発推進員を対象にハラスメントをテーマとした研修を実施することでハラスメントのない職場環境の実現に取り組みます。 ○研修の実施	職員課
② ハラスメント防止に向けた啓発事業や関係機関等の広報・啓発を行います。 ○市内事業所への啓発	人権・多様性社会課
③ ハラスメントのない職場環境を整備するため、事業所等に対し啓発活動等を展開します。 ○啓発冊子の配付	商工政策課

(3)DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実

暴力を許さない社会を実現するためには、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる場面において人権尊重の意識や男女平等の意識を高めていくことが大切です。男女が互いの心身の違いを正しく理解し、互いの性を尊重し合えるよう広報・啓発に取り組みます。

施策の概要	担当課
① 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(4)
② 高齢者のDVは、認知症が起因となるケースが多いことから、認知症に関する理解を広めるためにも、市または地域包括支援センターが主催し、認知症サポーター(*13)を養成します。 ○認知症サポーターの養成	健康福祉総務課
③ DV被害者の適切な相談・支援が行えるよう、関係機関の連携による被害者支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携	こども家庭センター (再掲)VI(1)

施策の概要	担当課
④ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。 ○三重県女性相談支援センター等実施する研修会への参加	こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(4)
⑤ 暴力の発生を未然に防ぐため、性や暴力に関する情報氾濫から青少年を守るための施策を進めます。 ○青色防犯パトロールの実施	生涯学習課

(4)通報・相談・支援体制の充実

近年、市に寄せられる児童虐待の相談件数は年々増加しており、児童を取り巻く問題も多様化、複雑化しています。

また、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという社会意識を浸透させるため、正しい知識の普及、啓発とともに、通報・相談窓口の充実を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。

施策の概要	担当課
① 弁護士による人権相談の実施及び各種相談窓口のネットワーク化に取り組みます。 ○弁護士による人権相談の実施 ○こころの相談窓口の一覧表の配布	人権・多様性社会課
② 外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	人権・多様性社会課 (再掲)V(5)
③ 啓発活動による相談窓口の周知を行います。 ○DV防止月間の啓発活動	人権・多様性社会課 こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(3)
④ 関係者の情報共有や対応策を検討するため、今後も定期的の実務者会議や代表者会議を開催します。 ○虐待防止ネットワーク(*14)代表者会議・虐待防止ネットワーク実務者会議の開催	障がい福祉課 健康福祉総務課
⑤ こども家庭センターの役割の一環として妊産婦・乳幼児等の実情をふまえて、個別支援が必要な妊産婦・こどもにサポートプランを作成し、支援を実施します。 ○「子育てガイド&たまひよプラン」の配布 ○サポートプラン作成	こども家庭センター

施策の概要	担当課
<p>⑥ 三重県女性相談支援センター等が実施する研修に参加し、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>○三重県女性相談支援センターが実施する研修への参加</p>	<p>こども家庭センター (再掲)VI(1)、 VI(3)</p>
<p>⑦ 児童相談所、小中学校、保育園等と連携をとり、要保護児童の早期発見、保護に努めます。また、育児不安を抱える家庭や養育状況に問題のある家庭に対して、それぞれのニーズにあった支援を行います。</p> <p>○児童虐待の通告に対する児童相談所との連携</p> <p>○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中の啓発活動</p> <p>○児童相談所、警察、県下の各市町による研修会への参加</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>⑧ 緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を養育委託または保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。</p> <p>○児童養護施設などでのショートステイ</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>⑨ 保護者が配偶者のいない女性またはこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合及びDV等で夫等から避難する場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。</p> <p>○母子生活支援施設に入所した保護者及び児童の自立に向けた支援</p>	<p>こども家庭センター</p>
<p>⑩ 「発達」に関わる相談窓口として、本人、保護者、保育・教育関係者等の相談業務を行います。相談の際に、虐待・DV・養護困難等に関わる事例があった場合は関係機関と連携をして早期発見・早期対応・再発予防に取り組みます。</p> <p>○相談業務の充実</p> <p>○関係機関との連携</p>	<p>子ども発達総合支援センター</p>



第5章 プランの推進

第5章 プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 松阪市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関として条例に基づき設置された審議会の役割が重要です。松阪市が実施する男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について評価・提言を求め、松阪市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 松阪市男女共同参画施策推進委員会の機動的開催

男女共同参画に関する施策を一体的に推進するため、副市長を委員長とする関係各課の課長等の委員による松阪市男女共同参画施策推進委員会を機動的に開催し、施策の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、施策の内容や進捗状況などの評価・見直しを行います。

2 関係機関との連携

プランが目標とする男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣市町や男女共同参画を推進する組織・団体等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会について研修や啓発活動等の一体的な取り組みを推進します。

3 プランの施策実施状況の評価

男女共同参画プランを実効性のあるものとして着実な推進をはかるため、男女共同参画推進にかかる指標を設定します。また、施策を推進するため、施策の実施状況について定期的に進捗状況を調査し、評価、見直し、公表を行い、プランの進行管理を行います。

4 推進のための調査、情報の収集と提供

男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査等を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、職場、家庭、地域等あらゆる分野において、男女共同参画の取り組みの推進に資するよう市民に提供します。

5 推進のための指標

基本施策Ⅰ．男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【社会通念、慣習、しきたりなど】	人権・多様性社会課	16.2% ⁽¹⁾	25.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権・多様性社会課	64.3% ⁽¹⁾	70.0%

(1) 令和6年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅱ．政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
市の審議会等における女性登用率	関係各課	32.8% ⁽²⁾	35.0%
市職員の女性管理職比率	職員課	35.9% ⁽²⁾	38.0%

(2) 令和7年4月1日時点の数値

基本施策Ⅲ．ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
余暇の充実度	人権・多様性社会課	67.1% ⁽³⁾	70.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【職場】	人権・多様性社会課	24.7% ⁽³⁾	30.0%

(3) 令和6年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅳ. あらゆる分野における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【家庭生活】	人権・多様性社会課	29.3% ⁽⁴⁾	50.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【地域社会】	人権・多様性社会課	32.0% ⁽⁴⁾	50.0%

(4)令和6年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅴ. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
健康だと思っている市民の割合	健康づくり課	78.8% ⁽⁵⁾	80.0%

(5)令和6年度松阪市市民意識調査より

基本施策Ⅵ. ジェンダーに基づくあらゆる暴力への取り組み

指 標	担 当 課	現状値	目標値 (令和12年度)
DV被害を受けたとき、公的機関等に相談した市民の割合	人権・多様性社会課	17.2% ⁽⁶⁾	30.0%

(6)令和6年度松阪市市民意識調査より

參考資料

松阪市の男女共同参画をすすめる条例(平成17年1月1日 条例第147号)

すべての人が生き生きと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく伸びやかに生きることのできる社会を実現することが必要です。

松阪市は、男女がともに輝く社会を目指し、さまざまな施策を積極的に推進してきました。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っており、女性と男性が対等に参画するには、なお一層の努力が求められています。

そこで、すべての市民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人と人が豊かにつながっていけるような、誇りある人間都市松阪を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び松阪市(以下「市」といいます。)の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会をつくることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画し、ともに責任を担うことをいいます。
- (2) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次のことを基本理念として男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度、慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市、企業、団体等の政策、方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。
- (5) 国際社会における男女共同参画推進の取組みに対し、協調し連携すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、男女共同参画社会についての理解を深め、事業活動に関して男女が対等に参画する機会を確保し、仕事と家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境づくりの整備に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、男女共同参画社会を実現するため、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、前項の施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な予算上の措置を講ずるように努めるものとします。

3 市は、施策の推進に当たり、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るように努めるものとします。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる場において、次に掲げる行為によりお互いの人権を損なってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な性質の言動
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めるものとします。

(情報の表示に関する留意)

第8条 すべての人は、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的表現を行わないように努めなければなりません。

2 市民、事業者及び市は協力して、前項の表現を行ったものに対して、改善するよう求めることができるものとします。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第12条に規定する松阪市男女共同参画審議会の意見を聴取するものとします。

4 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとします。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年施策の実施状況等を松阪市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知するものとします。

(苦情及び相談窓口の設置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を阻害する問題を処理するため、相談窓口を置き、他の関係機関等と連携をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど適切に対応するものとします。

(審議会の設置)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、松阪市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、調査審議するものとします。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は市民の中から公募します。

5 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任することができます。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行します。

男女共同参画都市宣言

女(ひと)と男(ひと)ともに輝く松阪宣言

男女が 性別にとらわれず 世代を超え

よろこびも 責任も 分かちあい

さまざまな分野に参画し

互いの個性や能力が光り輝く

誇りと美しさを備えた交流都市 松阪をめざして

わたしたちは ここに「男女共同参画都市」

を宣言します。

平成17年12月22日

松阪市男女共同参画審議会規則(平成17年1月1日 規則第139号)

改正 平成18年3月31日 規則第41号
同 26年3月31日 同 第38号
同 29年3月23日 同 第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市の男女共同参画をすすめる条例(平成17年松阪市条例第147号。以下「条例」といいます。)の規定に基づき、松阪市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとします。

(委員)

第2条 審議会の委員は、20人以内とし次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 公募による市民

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

3 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とします。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ調査審議するものとします。

- (1) 条例第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

2 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その会議の議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

4 会長は、必要があるときは会議へ委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができます。

5 審議会の会議は、公開とします。ただし、必要と認めるときは、会長が出席委員の意見を聴き、理由を付して非公開とすることができます。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部人権・多様性社会課において処理します。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支給します。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行します。

附 則(平成18年3月31日 規則第41号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日 規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松阪市男女共同参画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等	任期
会長	久保 敦子	元三重県男女共同参画推進委員	
副会長	松本 隆史	公益社団法人 松阪地区医師会	
	浅井 重久	松阪市住民自治協議会連合会	令和7年9月1日迄
	前川 卓弥	松阪市住民自治協議会連合会	令和7年9月2日から
	石橋 利宣	松阪公共職業安定所	
	植村 知恵子	公募市民、学識経験者	
	向坂 文一	飯高地域振興局推薦	令和7年9月1日迄
	小林 秀則	学識経験者	令和7年9月1日迄
	鈴木 久美子	元三重県男女共同参画推進委員	
	土井 由美子	三重県農村女性アドバイザー	
	富田 明範	松阪市人権擁護委員会	令和7年9月1日迄
	西浦 順子	松阪市人権擁護委員会	令和7年9月2日から
	中川 奈美	公益社団法人 松阪青年会議所	令和7年12月31日迄
	日口 佳代	松阪市小学校長会	
	溝口 隆行	連合三重松阪多気地域協議会	
	山端 兼匠	一般社団法人 松阪青年会議所	令和8年1月1日から
	柴田 實	公募市民	
	市野 典子	公募市民	令和7年9月2日から
	前田 浩	公募市民	令和7年9月2日から

審議会等の委員への男女共同参画推進要綱(平成17年1月1日 告示第183-18号)

(目的)

第1条 この要綱は、本市において男女共同参画社会の実現のために、市民の意見を反映させる市の審議会等へ女性の積極的な登用を推進することを目的とする。

(対象の審議会等)

第2条 この要綱において審議会等とは、次のものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)で定められている委員会、審議会
- (2) 附属機関(法律及び条例で定められるもの)
- (3) その他、規則、要綱で定められるもの

(目標)

第3条 審議会等委員の女性比率は、令和12年度まで35%とすることに努める。

2 女性委員の登用のない審議会等は、委員改選の際に解消を図る。

3 目標を達成した審議会等は、さらに男女の登用比率の均衡に努める。

(委員選出のための具体的な対応)

第4条 審議会等を所管する部課局室長(以下「各所属長」という。)は、審議会等委員に女性を積極的に登用するものとし、次に掲げることに取り組む。

- (1) 条例、要綱等の見直しを行い、柔軟な対応をする。
- (2) 選出団体の固定化を避ける。
- (3) 団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限るなどの慣行を再検討し、適任の女性の選出を依頼する。
- (4) 新設の委員会等は、女性委員の参加を促す。
- (5) 特別な理由がない限り、極力兼任を避ける。

(選任状況の報告)

第5条 各所属長は、毎年4月1日現在の女性委員の選任状況を松阪市環境生活部長(以下「環境生活部長」という。)に報告するものとする。

(事前協議)

第6条 各所属長は、審議会等委員の選任にあたっては、人権・多様性社会課長に事前協議を行う。

2 人権・多様性社会課長は、各所属長に対して、女性の人材情報の提供に努めるものとする。

(公表)

第7条 環境生活部長は、審議会等の女性委員の登用状況について、必要に応じて随時公表するものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日 松阪市告示第47号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日 松阪市告示第36号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日 松阪市告示第74号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 松阪市告示第187号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月14日 松阪市告示第77号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 松阪市告示第76号)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日 松阪市告示第107号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

松阪市男女共同参画施策推進委員会設置要綱(平成17年1月1日 告示第183-19号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、松阪市男女共同参画施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 関係部門相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、環境生活部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者及び委員長が指名した者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長の職にある者がその職務を代理する。

3 委員は、議案を審議し、推進委員会の決定事項をそれぞれの部署において推進する。

(会議)

第5条 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(ワーキング・グループ等)

第6条 推進委員会は、特定の事項を調査、検討させるため、必要があるときは、ワーキング・グループ等を置くことができる。

2 ワーキング・グループ等は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、環境生活部人権・多様性社会課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月3日 告示第291号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日 告示第48号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月18日 告示第271号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日 告示第74号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日 告示第175号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年4月7日 告示第162号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日 告示第130号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月27日 告示第282号)

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成24年5月29日 告示第166号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日 告示第75号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 告示第122号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第186号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月16日 告示第76号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月9日 告示第41号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第76号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日告示第91号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日告示第108号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- (委員) 広報広聴課長
防災対策課長
地域づくり連携課長
職員課長
環境課長
障がい福祉課長
保護自立支援課長
健康福祉総務課長
介護保険課長
健康づくり課長
こども未来課長
こども家庭センター長
子ども発達総合支援センター所長
商工政策課長
農水振興課長
学校支援課長
生涯学習課長
嬉野地域振興局地域振興課長
三雲地域振興局地域振興課長
飯南地域振興局地域振興課長
飯高地域振興局地域振興課長

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日 法律第78号)

最終改正: 令和7年6月27日号外法律第80号

改正内容: 令和7年6月27日号外法律第80号[令和8年4月1日]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間

とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日 法律第31号)

最終改正:令和7年12月10日号外法律第84号

改正内容:令和7年12月10日号外法律第84号[令和7年12月30日]

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものと

- する。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。))の位置に係る位置情報を取得すること。
 - 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。))を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、す

ることができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害

を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄

写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等

命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項本文 前条の規定による措置を開始した 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第一百二十二条第一項ただし書 前条の規定による措置を開始した 当該掲示を始めた

第一百十三条 書類又は電磁的記録 書類

記載又は記録 記載

第一百十一条の規定による措置を開始した 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第一百三十三条の三第一項 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 記載された書面

当該書面又は電磁的記録 当該書面

又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 その他これに類する書面

第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 方法

第一百六十条第一項 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。) 調書

第一百六十条第三項 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に 調書の記載について

第一百六十条第四項 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 調書

当該電子調書 当該調書

第一百六十条の二第一項 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 調書の記載

第一百六十条の二第二項 その旨をファイルに記録して 調書を作成して

第二百五条第三項 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 事項

第二百五条第四項 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 事項

第二百三十一条の三第二項 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する 又は送付する

第二百六十一条第四項 電子調書 調書

記録しなければ 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者

の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)

、被害者 被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項 配偶者 特定関係者

第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準

用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、

無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[令和五年六月一四日法律第五三号抄]

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正前保護命令事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定(準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。)は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第百九十一条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第百九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項(準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第百九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第百九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第百九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日

二 〔前略〕第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和七年七月政令二六二号により、令和七・一〇・一から施行〕

三 〔略〕

附 則〔令和七年一二月一〇日法律第八四号〕

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日 法律第64号)

最終改正: 令和7年6月11日号外法律第63号

改正内容: 令和7年6月11日号外法律第63号[令和7年6月11日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、

当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活に

おける活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項

に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 [略]

四 [前略]附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略]附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略]附則第二十八条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略]附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和七年六月一日法律第六三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第七条、第八条の二〔中略〕の規定 公布の日

二 〔前略〕第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定〔中略〕 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法

第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年5月25日 法律第52号)

最終改正:令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容:令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養

成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討

を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院(附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。)第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。)から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四百号)第三条第二項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号

二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

男女共同参画に関するあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1975年 (昭和50年)	◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	◆婦人問題企画推進本部設置 ◆婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭和51年)	◆「国連婦人の十年」(~1985年)			
1977年 (昭和52年)		◆「国内行動計画」策定 ◆「国立女性教育会館」設置	◆「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979年 (昭和54年)	◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		◆「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定	
1980年 (昭和55年)	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ◆「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981年 (昭和56年)		◆「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985年 (昭和60年)	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」改正施行 ◆「男女雇用機会均等法」公布 ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	◆国連婦人の地位委員会拡大期(ウィーン)開催 ◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		◆「育児休業法」公布		(旧松阪市) ◆「働く婦人の家」に婦人問題担当窓口設置
1992年 (平成4年)				◆松阪市女性問題懇話会設置
1993年 (平成5年)				◆「女性問題に関する意識調査」実施
1994年 (平成6年)		◆男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	◆三重県女性センター開館	
1995年 (平成7年)	◆第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) ◆「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	◆「みえの男女共同参画推進プラン—アイリスプラン21」策定(第3次)	◆「松阪市女性行動計画」策定 ◆松阪市女性行動計画推進会議設置
1996年 (平成8年)		◆男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ◆「男女共同参画2000年プラン」策定		

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画審議会設置(法律) ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「介護保険法」公布 		◆企画調整部企画課に女性係設置
1998年 (平成10年)			◆アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置	◆「女性問題に関する意識・実態調査」実施
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布、施行 	◆男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」	◆松阪市女性施策推進連絡会議設置
2000年 (平成12年)	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	◆「男女共同参画基本計画」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ◆三重県男女共同参画推進懇話会から提言 ◆「三重県男女共同参画推進条例」公布(H13.1.1施行) ◆「日本女性会議2000津」開催 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画会議設置 ◆男女共同参画局設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第1回男女共同参画週間 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆三重県男女共同参画審議会設置 ◆「三重県女性センター」を「三重県男女共同参画センター」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企画調整部に男女共同参画室設置 ◆松阪市男女共同参画推進会議設置 ◆松阪市男女共同参画施策連絡会議設置 ◆「松阪市男女共同参画プラン」提言
2002年 (平成14年)		◆アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」策定 ◆市民生活部男女共同参画室に組織変更 ◆松阪市男女共同参画推進条例検討委員会設置 ◆「まつさか女性議会2002」開催
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◆女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言(初回) ◆男女共同参画年次報告作成(初年) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画都市」宣言 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆松阪市男女共同参画審議会設置 ◆松阪市男女共同参画施策推進委員会設置
2004年 (平成16年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年 (平成17年)	◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 ◆「三重県次世代育成支援行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新「松阪市」誕生 ◆生活環境部男女共同参画室に組織変更 ◆「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」制定 ◆「男女共同参画都市」宣言

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2006年 (平成18年)		◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	◆「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」策定	◆「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施 ◆生活部男女共同参画室に組織変更
2007年 (平成19年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ◆みえチャレンジプラザ開設 ◆「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2008年 (平成20年)		◆「女性の参画加速プログラム」決定		
2009年 (平成21年)		◆「育児・介護休業法」改正 ◆女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	◆「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第2次改定	◆「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施
2010年 (平成22年)	◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	◆APEC 第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	◆「第二期三重県次世代育成支援行動計画」策定	◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011年 (平成23年)	◆UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足		◆「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 ◆「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定	◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2012年 (平成24年)	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	◆「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	
2013年 (平成25年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) ◆「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」策定(「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ)		
2014年 (平成26年)	◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」策定(女性の更なる活躍促進) ◆女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)開催	◆「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 ◆輝く女性応援会議in三重開催 ◆女性の活躍推進三重県会議設立	◆環境生活部人権・男女共同参画推進課男女共同参画室に組織変更 ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ◆第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ◆「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性の活躍推進三重県会議1周年記念大会開催 	
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等改正 ◆G7伊勢・志摩サミット開催「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 ◆「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定 ◆「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境生活部人権・男女共同参画課男女共同参画係に組織変更
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ◆「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 		
2019年 (平成31年) (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 		
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆育児・介護休業法改正 ◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定 ◆環境生活部人権・多様性社会課多様性社会係に組織変更
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆女性活躍推進法改正 ◆育児・介護休業法改正 ◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月施行) 		

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き	松阪市の動き
2023年 (令和5年)	◆G7 広島サミット首脳宣言にてジェンダー平等について言及	◆「LGBT理解増進法」公布、施行 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(令和6年4月施行) ◆「第5次男女共同参画基本計画」一部変更閣議決定		
2024年 (令和6年)				◆「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2025年 (令和7年)		◆「男女共同参画社会基本法」改正(令和8年4月施行) ◆女性活躍推進法改正 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(令和7年12月施行)	◆「三重県性暴力の根絶をめざす条例」施行	◆「松阪市パートナーシップ宣誓制度要綱」施行 ◆環境生活部人権・多様性社会課に組織変更 ◆「松阪市男女共同参画プラン」改定
2026年 (令和8年)		◆「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定		



松阪市男女共同参画
シンボルマーク

策定の経過

年月日	内 容
令和6年(2024) 3月14日	令和5年度第2回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン策定に関する市民意識調査(案)について
5月28日	令和6年度第1回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン策定に関する市民意識調査(案)について
9月17日～ 10月4日	松阪市男女共同参画プラン策定にかかる市民意識調査の実施
令和7年(2025) 3月25日	令和6年度第2回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン策定にかかる市民意識調査結果について
8月29日	令和7年度第1回男女共同参画審議会開催 男女共同参画審議会へ松阪市男女共同参画プランについて諮問 ・松阪市男女共同参画プラン(素案)について
11月13日	令和7年度第2回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン(中間案)について
令和8年(2026) 4月1日～ 4月30日	パブリックコメントの実施
月 日	令和8年度第1回男女共同参画審議会開催 ・松阪市男女共同参画プラン(最終案)について
月 日	男女共同参画審議会から松阪市男女共同参画プランについての答申

用語説明

*1 アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見) P16

「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別や年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表します。

*2 性的指向・性自認(SOGI)(ソジ) P16

性的指向(**Sexual Orientation**:好きになる相手、性的対象が誰(同性・異性・両性)であるか。)と性自認(**Gender Identity**:自分の性別をどう認識するか。)の頭文字をとった総称。性のあり方は、性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせにより形作られ、一人ひとり違い、多様です。多様な性をより包含できる言葉として全ての人に当てはまる「SOGI」という言葉が使われるようになってきています。さらに、これに性表現(**Gender Expression**)を加えて「SOGIE」(ソジー、ソギー)と言うこともあります。

*3 キャリア教育 P18

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(経験)発達を促す教育のこと。

*4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) P23

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

*5 ダブルケア世帯 P28

育児と介護などを同時に行う世帯のこと。

*6 ファミリーサポートセンター P28

子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて子育てのお手伝いができる人(援助会員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で一時的にお子さんを預かる会員組織。

*7 LGBTQ+ P33

性的マイノリティー(性的少数者)の総称のひとつ。

レズビアン(**Lesbian**:女性同性愛者)、ゲイ(**Gay**:男性同性愛者)、バイセクシュアル(**Bisexual**:両性愛者)、トランスジェンダー(**Transgender**:出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人)の頭文字をとって組み合わせた総称語。また、性自認や性的指向が定まっていない人をクエスチョニング(**Questioning**)、性的マイノリティを包括する言葉としてクエア(**Queer**)と呼ぶことからQが使われていること、「+ (プラス)」は、LGBTQ以外にも多様な性があることを表しています。

*8 EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票) P34

産後うつ病のスクリーニング(選別検査)を目的とした自己記入式質問票です。活用することにより、産後の母親に対して効果的な支援を行うことができます。

*9 松阪版ネウボラ P35

フィンランド語で「相談・助言の場」という意味で、フィンランドでは子育て家族の支援制度で地域におけるワンストップ拠点を「ネウボラ」と呼んでいる。「松阪版ネウボラ」では、健やかな子育てができるように関係各課が連携し、妊娠・出産・子育て期の途切れない支援をめざしています。

*10 ドメスティック・バイオレンス(DV) P39

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者からの身体的・精神的・性的・経済的な暴力。

*11 デートDV P39

交際中のカップル間に起こるDVのこと。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

*12 セクシュアル・ハラスメント P39

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。

*13 認知症サポーター P42

認知症サポーター養成講座を受けていただいた方で、認知症についての基本的な知識を持ち、認知症の方やその家族の身近な理解者として、また見守りの担い手として活躍する方のこと。

*14 虐待防止ネットワーク P43

虐待の早期発見と予防、支援のための各関係機関のネットワークのこと。

松阪市男女共同参画プラン

発行年月 令和8年 月

発行 松阪市環境生活部人権・多様性社会課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL:0598-53-4339 FAX:0598-26-9113

E-mail:jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp